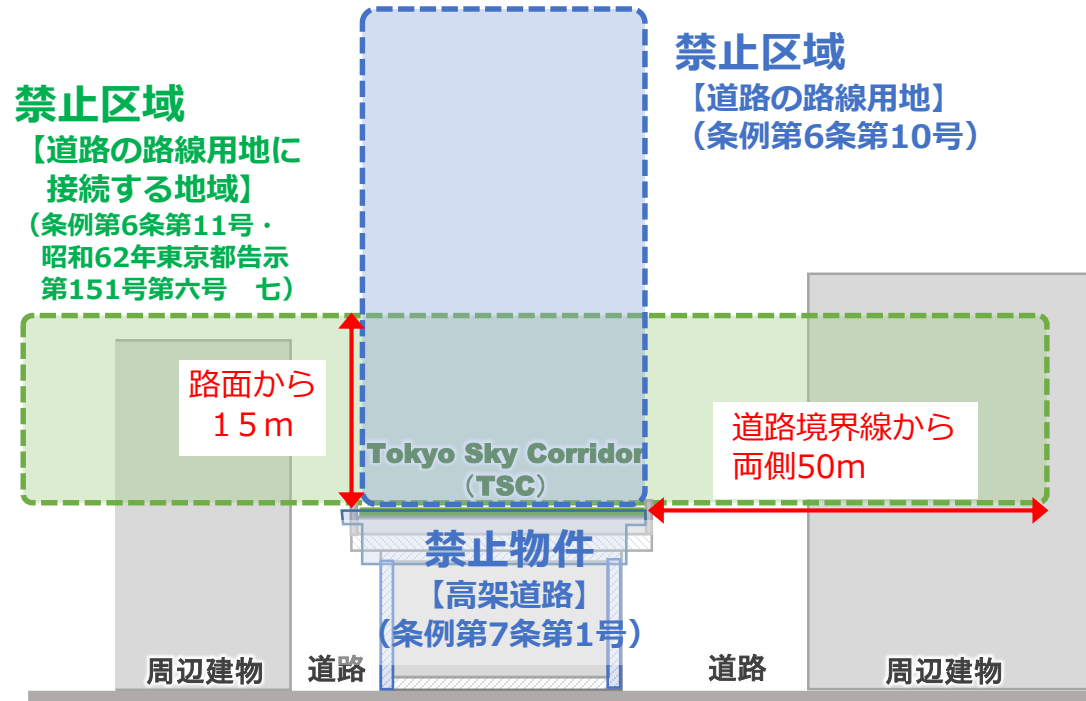


1. 現行規制について

■ 東京都屋外広告物条例に基づく現行規制



■ 道路の路線用地に接続する地域（条例第6条第11号）の規制の背景

- 高速道路の沿道に設定された禁止区域は、沿線の屋外広告物を整備し、都市環境の美化を図るとともに、高速走行する自動車の運転手の視野に、交通安全上の障害となるおそれのある広告物等の掲出を防止するために設定されている

1. 現行規制について

■ 掲出可能な広告物

○条例第6条第11号の禁止区域に許可を受けて掲出可能な広告物【沿道等広告物】（条例第16条第2号）

・路線用地から展望できないもの（右図参照）

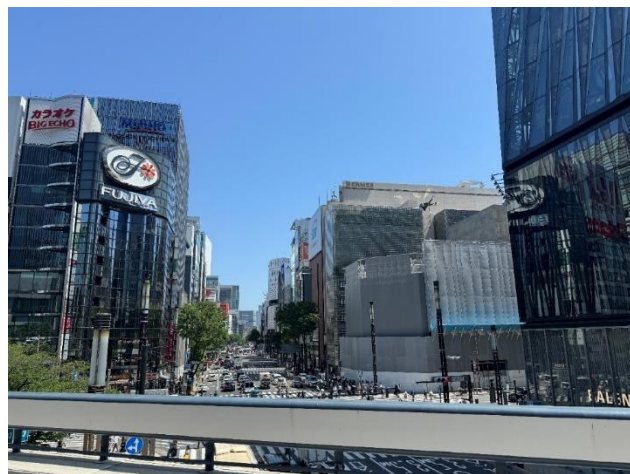
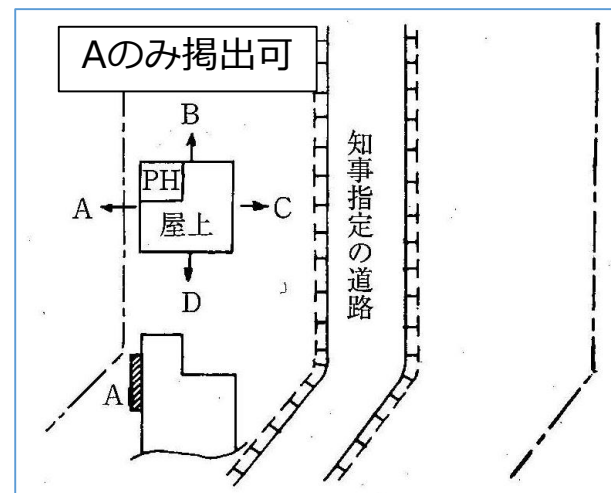
○条例第6条の禁止区域の適用除外により掲出可能な広告物

例）・国・公共団体が公共的目的をもって表示する広告物等（条例第13条第2号）

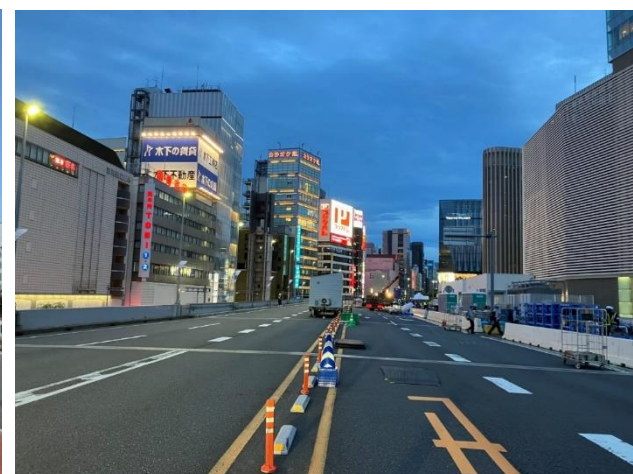
・10㎡以下の自家用広告物（条例第13条第5号）

※ただし、路線用地から展望できる自家用広告物は、以下の禁止事項あり（施行規則別表第2十）

- ①光源が点滅しないこと。②赤色光を使用しないこと。
- ③露出したネオン管を使用しないこと。



掲出可能な例



2. 屋外広告物規制の検討について

■ KK線の廃止後

禁止区域、禁止物件の規制がなくなり、第三者広告物の掲出も可能となる



■ 屋外広告物規制の検討の必要性

世界から注目される**新たな観光拠点「Tokyo Sky Corridor」の実現**のため、
屋外広告物条例による規制を活用し、良好な景観形成や
賑わい創出に寄与する屋外広告物のルールを検討する必要



■ 屋外広告物規制の検討

- 都・地元3区で「Tokyo Sky Corridor及び沿道の屋外広告物の在り方検討会」を設置し、今後の屋外広告物規制の方向性をとりまとめ
 - **KK線廃止と同時**（2020年代中頃）に、将来の新たなルールを見据えて、**広告物の氾濫を防止するために現行と同様のルールを設定**
 - Tokyo Sky Corridor（TSC）の**一部供用開始までを目途に、TSCの計画の深度化に合わせて屋外広告物の掲出に関する新たなルールの設定を検討**
- 地元説明会を実施し、上記の方向性については大きな反対意見がなかった

3. これまでの審議経過

令和6年7月10日 令和6年度第1回広告物審議会

- KK線再生の概要及び屋外広告物の検討の方向性について説明
- 規格等検討小委員会で審議することを報告

令和6年7月31日 令和6年度第1回規格等検討小委員会

- これまでの検討の経緯と地元説明会の内容について報告
- 禁止区域の設定の方向性について審議

令和6年12月2日 令和6年度第3回規格等検討小委員会

- 禁止区域の設定（案）について審議
- 審議会に上申することについて決定

4. 禁止区域の設定（案）について

(1) 関係告示の改正

- **条例第6条第11号**の規定に基づき、**高速道路沿道等の禁止区域を定めている告示**（昭和62年東京都告示第151号）から、**KK線及び沿道に係る区域を除く**改正を行う。

昭和62年東京都告示第151号

東京都屋外広告物条例第6条第十一号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない区域を次のとおり定める。

六 自動車専用道路等

七 道路運送法第2条第8項の規定による一般自動車道（都市高速道路第8号線）	中央区銀座一丁目から同区銀座八丁目までの区域について、道路境界線から両側50m以内で、道路の路面高から高さ15mまでの空間
---------------------------------------	---

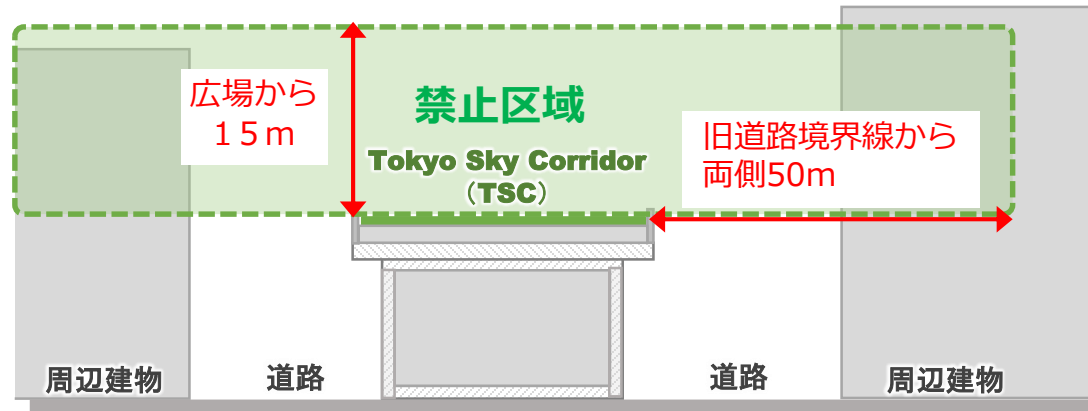
4. 禁止区域の設定（案）について

(2) 告示の新設

- ・ **条例第6条第12号**の規定に基づき、**KK線及び沿道に係る区域**を**禁止区域**として**指定する告示**を行う。

**考え方：条例第6条第11号に基づく現行の規制と同様となるよう
条例第6条第12号に基づく規制を設定する**

- 区域：図面で指定する区域（旧道路境界線から両側50m）のうち、広場※の上面から15mの区域
- 併せて【沿道等広告物】（条例第16条第2号）の規制と、自家用広告物の路線用地に係る禁止事項（施行規則別表第2十）（P2参照）を同区域に適用するよう定める



※広場：東京都市計画 有楽町・銀座・新橋周辺地区地区計画に定める広場で、Tokyo Sky Corridorのこと

5. 今後のスケジュール

	令和6年度						令和7年度		
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
KK線							★ 道路廃止		
告示改正等				告示改正・制定 ・公布手続			→ 告示施行		
東京都 広告物 審議会			本審② 12/17						

- 屋外広告物
規制（案）
の審議